

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

なお、工業統計調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成 24 年工業統計調査は、平成 24 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所（工業統計調査規則第 4 条参照）、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直轄事業所調査については経済産業大臣が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。)) の自計により行っている。

6. 公 表

平成 24 年工業統計調査の集計結果は、平成 24 年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

「品目編」は、従業者 4 人以上の事業所について、それぞれの事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「産業編」は、従業者 4 人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地・工業用水の使用状況などを表章している。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を企業単位に組み替え集計したものである。

II 平成24年工業統計表 品目編について

1. 品目編の集計

品目編は、「工業調査票甲」の13項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」、「ウ 加工賃収入額」、「エ その他収入額」、「工業調査票乙」の9項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 加工賃収入額」、「ウ その他収入額」を集計したものである。

2. 統計表の項目の説明

(1) 「品目編」の品目別事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。

(2) 製造品の出荷

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む）を、平成24年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成24年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額は、消費税及び内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）を含んだ額である。

(3) 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）は、調査時点（12月31日）現在の、その事業所の所有に属する製造品のみの在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含んでいない。

(4) 加工賃収入額は、平成24年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。

(5) その他収入額とは、上記(2)及び(4)以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 品目と産業の関係について

工業統計調査においては、製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係を見るものが、第1部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」の産出率及び「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の出荷率の統計表であり、いずれも従業者10人以上の事業所について表章している。

① 第1部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が2%未満の産業は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$\text{A品目のB産業産出率} = \frac{(\text{A品目のB産業出荷額})}{(\text{A品目の全出荷額})} \times 100 (\%)$$

② 第1部「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」は、それぞれの産業で出荷している品目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷率} = \frac{(A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷額})}{(A \text{ 産業の全出荷額})} \times 100 (\%)$$

なお、「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

3. 表 章

- (1) 統計表は従業者 4 人以上の事業所について表章を行っているが、第 1 部「5.品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」及び「6.産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」については、従業者 10 人以上の事業所を表章している。
- (2) 第 1 部「3. 品目別、都道府県別の出荷及び産出事業所数」は、都道府県の産出事業所数が 1 又は 2 のものについては、3 以上の事業所数の後に都道府県名を都道府県番号順に表示している。

4. 記号及び注記

- (1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「x」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
- (2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。

Ⅲ その他の注意事項

1. 時系列表中の平成 23 年（2011 年）における数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査 製造業（総務省・経済産業省）」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものであり、斜体で表章してある。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査時点は調査期間の翌年の 2 月 1 日であり、事業所数・従業者数関連の数値は 2 月 1 日現在の数値であるため留意されたい（工業統計調査の調査時点は調査期間の末日（12 月 31 日））。

2. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成24年 工業統計表[品目編]」による旨を明記してください。
3. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 (03) 3501-9929 (直通)

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>